

入札監理小委員会
第509回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第509回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成30年6月13日（水）17：34～20：24

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 事業評価（案）の審議

- アジア地域原子力協力に関する調査業務（内閣府）
- 次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務（文化庁）
- 海洋環境における放射能調査及び総合評価（原子力規制庁）
- 新規起業事業場就業環境整備事業（厚生労働省）

2. 実施要項（案）の審議

- 公害健康被害補償業務の徴収義務（平成31年度開始）（独立行政法人環境再生保全機構）

3. 公共サービス改革基本方針別表の取り扱いについて

- 放射能測定調査（原子力規制庁）

4. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、川澤専門委員、辻専門委員

（内閣府）

原子力政策担当室 笠谷政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付参事官補佐

原子力政策担当室 相浦政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付主査

原子力政策担当室 櫻澤政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付政策企画調査官

（文化庁）

文化部芸術文化課支援推進室 柏田室長

文化部芸術文化課支援推進室 三浦室長補佐

文化部芸術文化課支援推進室 細見育成係長

（原子力規制庁）

長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室 根本室長
長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室 大平解析評価専門官
長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室 重森係員

(厚生労働省)

労働基準局監督課 増田課長
労働基準局監督課 児屋野副主任中央労働基準監察監督官
労働基準局監督課 土田労働条件確保対策事業係長

(環境再生保全機構)

補償業務部 松木部長
補償業務部業務課 杉崎課長
補償業務部業務課 市川課長代理
監査室 山田特命調査役

(事務局)

足達参事官、小原参事官、清水谷企画官

○尾花主査 お待たせしてすみません。それではただいまから第509回入札監理小委員会を開催します。本日はアジア地域原子力協力に関する調査業務、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務、海洋環境における放射能調査及び総合評価、新規起業事業場就業環境整備事業の実施状況及び事業の評価4件と、公害健康被害補償業務の徴収業務の実施要項案1件の計5件の審議を行います。

まず初めにアジア地域原子力協力に関する調査業務の実施状況について、内閣府原子力政策担当室笠谷政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付参事官補佐よりご説明をお願いしたいと思います。なお説明は10分程度でお願いいたします。

○笠谷政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付参事官補佐 内閣府原子力政策担当室の笠谷でございます。本日はよろしくお願いたします。

まず簡単に我々の業務を説明いたします。資料A-2非公表の裏のアジア原子力協力フォーラムというポンチ絵がございますでしょうか。これでまず簡単に説明いたします。我々はFNCAといいまして、アジア原子力協力フォーラムの事務局としてやっているところでございます。アジア原子力協力フォーラムというのは国々の集まりでありまして、沿革にありますとおり2000年4月に発足いたしまして、主にアジア地域を対象に活動しておりまして、こちらの目的といたしましては原子力技術の平和的で安全な利用を進め社会・経済的發展を促進することを目指すということで、参加国を見ていただければわかりますように日本、オーストラリア、中国、韓国、東南アジア諸国等々で、これからアジア地域で原子力をやっていく地域を日本がサポートしていくというか、もちろん中国と韓国は今原発を持っていますけれども、この中では日本が一番原子力の技術は進んでおりますので、我が国がリーディングの国としてアジアの国々に原子力のことをサポートしていく集まりでございます。それぞれのFNCAは毎年枠組みのほうで大臣級会合、コーディネーター会合等々で各クラスの会議をやっております。このFNCAは、先ほど申しましたように日本が、我々が事務局でやっておりまして、大臣級会合は日本と加盟国で交互に隔年でやっております。今年は東京でございまして去年はカザフスタンで、来年はまた外国ということで交互にやっております。

資料1に戻っていただきますと、我々はこのようなFNCAの活動をしておりまして、今日説明させていただく事業につきましてはこのFNCAの参加12カ国の原子力政策の最新動向や関心事、研究協力の状況等に関する調査の実施、また先ほど申し上げました各

種の会合の事務局としてそれぞれの招聘手続とか会合の運営のようなことをやるということで、FNCA12カ国を対象に彼らの動向とか関心事等を探る調査業務とともに、先ほど申しました大臣級会合等をはじめとした会議の運営のサポートをこの委託事業でやっております。契約期間は3年ございまして、平成28年5月12日から平成31年3月31日ということでやっております。受託事業者は公益財団法人の原子力安全研究協会で行っております。

2ページで、市場化テストということになりまして我々で委員の皆様方のご指導をいただきまして改善に鋭意努めております。その状況といたしまして、まず確保されるべき質というところで一番上でアジア地域原子力協力に関する調査業務、これは当然会議の前までにやらないといけないんですけども、そのようなことを作業スケジュールに沿ってしっかり行うことに対しては、評価について言わせていただきますと各年度の初めに我々と打ち合わせて年度計画・年間計画を踏まえましてしっかりスケジュールを管理しており、調査報告書等がスケジュールに間に合うように行われたということでございます。詳細は表が出ておりますが、それぞれの会合の終了後に会合の参加者、大臣級とか上級行政官とかいろいろおりますが、それぞれの参加者に会合のアンケート、どうだったかを聞いておりました満足度80%を達成しております。

左下は事前調査についてどうだったかということで、事前調査は平成28年度と平成29年度の2回、計2年度分で総数8件やらせていただきました。その間、「必要十分な調査をされている」は1件で追加調査は7件ですが、この追加調査にいたしましても何か足りないということではなくて、さらに我々事務局から根拠情報等をしっかり追加してほしいとか、そのような追加の要請を行いまして会議に間に合うように資料等は集まっております。

3ページ、4ページの詳細は省きますが、先ほど申し上げましたアンケート、平成28年度・平成29年度のそれぞれの参加者にとったものの結果でございます。詳細は説明しませんが、それぞれの会議で8割を超える方に、「非常に満足」、「満足」とご回答をいただいているということでございます。4ページもそのようなアンケートの結果、また先ほど申し上げた事前調査の状況について書いております。

5ページですが、市場化テストを導入いたしまして、当然のことながら経費の縮減等にも努めております。いろいろな事象等も発生して金額的にはあれだったんですが、大体3,000万オーダーぐらいの契約金額でしたが約40万円の削減が認められました。40万

円の削減の中身としては消耗品の再利用ですとか、紙媒体を削減するとか、相見積りの実施、海外招聘者の手配についても効率的にサービスを行う等々です。この縮減努力については引き続きやっていきたいと思っております。

また全体的な評価ですが、先ほど申し上げましたとおり会合参加者の満足度は目標数値80%を超える良好な結果が得られました。また今回市場化テストになったことを契機といたしまして、これまで単年度の契約だったものが3年度、複数年の契約にしたことにより、早い時期から受託業務の準備が可能となったことで、サービスの質を確保しつつ要求水準はしっかり確保できたということで良好な評価を得られたと思います。実施経費については先ほど申し上げましたとおり約40万円の減少が認められ、経費の削減効果はございました。ただ本事業の入札において1者応札であったことが引き続き課題として残っております。こちらについては競争性の確保に向けて、入札に当たって過去の入札説明会等に参加した者に告知したり、公告案内等を実施いたしました。そのような努力は引き続きやっていく必要があると思っております。

最後に今後の事業についてですが、先ほど申し上げましたとおりこちらの委員会等のご指導もあって、経費の削減とか参加各国の満足度とかで業務の改善を図ることはできましたが、残念ながら競争入札には至らないところがありますので、この市場化テストを終了する基準を満たしていないことから次期事業においても引き続き民間競争入札を実施することにしたいと思っております。

また先ほども少し申し上げましたが、競争入札を図る上でどうしても調査業務というタイトルとなっていて、そういうところで敷居が高くなるかもしれませんので、国際会議を企画・運営する業者とか原子力をはじめエネルギー・電力関係の業界団体等にこのような事業があることを広く告知することで競争性が保たれるよう充実を図っていききたいと思っております。私からの説明は以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして同事業の評価案について総務省より説明をお願いします。なお説明は5分程度でお願いします。

○事務局 それでは引き続きまして総務省から資料A-1に基づいて本件市場化テストについて評価のご報告をいたします。

1 ページ、事業の概要等でございますが、ただいま内閣府から説明がございましたので省略いたします。

2 ページにまいります。市場化テストを継続することが適当であると評価いたしました。

この点につきましては、ただいま内閣府から平成28年5月から平成30年3月までの実施状況について報告がございました。この報告に基づき、サービスの質の確保、実施経費の観点から総合的に勘案した結果でございます。

全体的な評価につきましては3ページの(5)をごらんください。評価のまとめとして、本件市場化テストの確保されるべき質につきましては、調査報告書などの成果物を確認いたしまして要求水準を達成している点の評価をいたしました。経費の削減につきましても1.3%の削減率が認められております。また、民間事業者から4点ほど改善提案がございまして、創意工夫の発揮によって、業務の質の向上や経費の削減に寄与したものと評価いたしました。

一方で競争性の確保という点については課題が残りました。この点につきましては、今後の方針として総務省から3点意見を申し上げます。まず1点目、次の事業では入札に参加しなかった事業者からヒアリングをして徹底的に分析していただくこと。2点目といたしましては、そのヒアリングを踏まえて実施要項案に反映していただき改善を図っていただくこと。3点目としましては、広報活動になりますが、潜在的な需要の掘り起こしということでSNSなどを活用していただいて、原子力業界のみならず電力やエネルギー関連業界等広く団体にも周知していただく。このような効果的な広報活動に取り組んでいただくことによって、結果的には公共サービスの質の維持・向上そして経費の削減を図ることにつながるものと考えております。以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。それではただいまご説明いただきました当事業の実施状況及び事業の評価案について、ご質問・ご意見のある委員はご発言を願います。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございます。2点質問させていただければと思います。評価の6ページ目の(3)の4行目の部分で、新規参入事業者が入札に参加しやすいように情報開示をされたということだったかと思います。調査業務の報告書を拝見したんですけれども、200ページぐらいあるんですが、当該年度の調査で加筆した部分を下線を引いて、そこが当該年度の調査の成果だとされていらっしゃると思うんですね。それはおそらく実施要項の中の書きぶりとして、例えば各国の原子力政策をまとめるという書きぶりですと、それは基本法から立ち返って全てを取りまとめないといけないことになると思うんですが、実態としては当該年度に進捗した部分だけを細かく調査すればいいということだと思います。既存の業者の方であればわかっていると思うんですけれども、新しい業者の方によりわかりやすくするために業務内容を明確に書いていただく必要があるのかな

と思いましたが。その点についてはいかがでしょうか。

○笠谷政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付参事官補佐 これまでやってきたところが有利といたしますか、蓄積があるからということで新規の人が不利にならないようにということですね。その点を考慮いたしまして次回の実施要項等は書かせていただきたいと思います。ただ報告書の形としては、新規のところのリバイスというのはそうなんです、網羅性といいますか全体を見て、我々とか皆様が使うことを考えていただくとある程度全体的に記載することは必要なのではないかと考えております。

○川澤専門委員 全体として記載するものはおそらく内閣府さんの著作権があるので新規の事業者も使えると思うんですけども。

○笠谷政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付参事官補佐 もちろんそうですね。

○川澤専門委員 追加としての業務が直近の新しい施策だけであることを明確にすると業務量が全然違うと思いますので、一からつくるといって大変ですので、そうではないということをきちんと書いていただければいいのかなと思います。

○笠谷政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付参事官補佐 わかりました。

○川澤専門委員 最後に、タイトルが調査業務となっているんですけども、業務量としては会合事務局業務のほうが多いでしょうか。タイトルが業務量の最も多いものを示しているのかということと、そうであるならば周知の先を国際会議を運営する業者などももう少し広く捉えていただいたほうがいいのかと思いました。以上です。

○笠谷政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付参事官補佐 まず周知の先ですね。先生がおっしゃったとおり、そのような国際会議をやっている者にも広く声をかけていきたいと思います。ただ、この事業は会議の準備というのは当然業務としてあるんですが、各国の状況をわかっていることが前提でございますので、この調査もできなければいけないので、そこはバランスというか考慮してしっかりやっていきたい。ただ会議をやっている者にもしっかりと声をかけていきたいと思います。

○川澤専門委員 会合を運営するに当たって調査で得た知見が必要な場面はあるのでしょうか。

○笠谷政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付参事官補

佐 会議の前に資料の取りまとめとか、もちろん最終的には我々事務方がやるんですけども、業者が資料を集めたり、最終的な概要のドラフトも業者にやってもらいますので、そういったところである程度知見があったほうがよろしいかと思います。

○浅羽副主査 ご説明どうもありがとうございました。今回3年間で、初めて複数年契約を始められたというご説明をいただきました。それでも競争性においてはなかなかうまくいかなかったという結果ですけれども、複数年度化は続けるべきでしょうか。あるいは3年という期間は適正な長さとお考えでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

○笠谷政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（原子力担当）付参事官補佐 先ほど申しましたように会議が東京と外国で交互にあるということもありますので、もちろん単年度もあるのかもしれませんが、3年間となれば業者にとっても経験が生きる場面がいささかあろうかと思います。そこで経費の削減的なものも期待できますし業者のノウハウも上がりますので、それが結果的に実績ベースの金額を引き下げることに資するものと思っておりますので、もちろんどれだけでも長くというのはありませんが、3年というのはいい年限ではないかと考えております。

○尾花主査 それでは時間となりましたのでアジア地域原子力協力に関する調査業務の事業の評価案等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 別段ございません。

○尾花主査 それでは本日の審議を踏まえ事業を継続する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

(内閣府退室)

(文化庁入室)

○尾花主査 続きまして次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務の実施状況及び事業の評価案について審議を行います。最初に実施状況について文化庁文化部芸術文化課支援推進室柏田室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお説明は10分程度でお願いいたします。

○柏田室長 よろしくお願いたします。それでは平成29年度の次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運営業務の実施状況についてご説明いたします。

事業の内容でございますけれども、この育成事業の運営事務局の設置、平成29年度の文化庁と実施団体との契約手続、概算払い手続、そういった諸手続に関する支援業務、平

平成28年度の成果報告書の取りまとめ、平成29年度の成果報告書の様式作成・送付等に関する業務、平成30年度の実施団体の企画提案の受付、それから審査委員会に関する業務。平成30年度の育成事業に採択された一部の団体との契約手続、関係書類に関する業務となっております。契約期間は平成29年4月3日から平成30年3月30日までで、受託事業者は近畿日本ツーリストでございます。

受託事業者決定の経緯でございますが、入札説明会には2者参加で、2者からの入札がございまして、1者から予定価格の範囲内の入札価格が提示されたということで、総合評価を行った結果近畿日本ツーリストを落札者としたということでございます。契約金額は2,535万8,596円。特記事項として受託事業者への改善指示、法令違反行為等は特にありませんでした。

2、確保すべき質の達成状況及び評価でございますけれども、実施団体からの育成事業に関する質問等に適切に対応できたかについて、「適切に対応できていた」、「おおむね適切に対応できていた」の割合が全実施団体の60%以上ということに対して83%ということで、要件のとおり達成でございます。提出書類に関する実施団体とのやりとりに関しまして、「適切に対応できていた」、または「おおむね適切に対応できていた」の割合が全実施団体の60%以上ということに対して67%の達成率でございました。それから実施要項に定めるスケジュールどおりに進めることということですが、前年度と異なる業者ということで若干不慣れなところもございましてスケジュールどおりにいかないケースも見受けられましたけれども、アンケートをとったところおおむね評価を得たということで、実際事業自体に特に影響はなくクレーム等もございませんでした。それから文化庁に提出する書類に誤字・脱字はほとんどなく適切に提出されていたということでございまして、評価として各業務とも実施要項に定められた確保すべき作業の質について要求水準を満たしていたと考えられます。

民間業者からの改善提案による実施状況でございますけれども、①としてはスケジュール管理の徹底ということで、個々に契約を締結する事業実施団体ごとにスケジュール管理表を作成したということで、団体と共有し、スケジュールに遅れが生じた場合は別途催促フローみたいなものを作成してスケジュール感の徹底を行ったことが挙げられます。

実施経費の状況評価ですが、実施経費については平成27年度が2,563万5,546円、平成29年度は2,535万8,596円でございます。平成29年度の実施経費は平成27年度に比べて27万6,950円、平成28年度と比べると250万円の減額とな

っております、主に人件費でございますけれども、民間競争入札の導入によって一定の経費削減効果が生じた結果と言えるのではないかと思います。

評価のまとめでございますが、当事業のサービスの質は要件のとおり達成されたということで、経費についても従来経費と実施経費の比較で1.08%の削減を行ったということでございます。引き続き民間事業者からの意見等も踏まえ、実施要項の改善すべき点を改善しながら新たな参入を促して経費節減に努めてまいりたいと思っております。

今後の事業についてでございますが、市場化テスト終了基準①から⑤に対する取り組み成果は以下のとおりで、全ての基準を満たしていると考えております。

①の法令違反行為がなかったかということに対しては、なかったということで、実施府省等において実施状況についての外部の有識者等によるチェックを受ける仕組みを備えているかということで、文部科学省では外部有識者で構成される物品・役務等契約監視委員会を設置しております、ここでの審査を受ける仕組みを備えております。入札に当たって競争性が確保されていたかでございますけれども、平成27年度から平成29年度にかけては応募者数は2者でございます競争性は確保されていたと考えられます。確保すべき質に係る達成目標については、記載のとおり目標はおおむね達成されていたということでございます。経費削減の点で効果を上げているかということに関しては、平成27年度と比べまして27万6,950円の経費削減が図られておりまして、民間競争入札の導入によって一定の経費削減効果が生じたと考えられます。市場化テスト終了後も引き続き公告期間・入札手続・情報開示に関する事項等を一層見直しまして、入札説明会参加者からも継続的にヒアリングを行うなどして民間競争入札の充実を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして同事業の評価案について総務省より説明をお願いします。なお説明は5分程度でお願いします。

○事務局 総務省から本事業の評価案についてご報告いたします。事業概要については文化庁からご説明がありましたので割愛いたします。

まず契約状況等の推移についてご説明いたします。資料B-4をごらんください。平成29年の入札状況ですが、近畿日本ツーリスト株式会社が落札しております。応札者数は2者応札であり、予定価格以内の業者は1者となっておりますが、予定価格を超過した1者も予定価格から大きく外れた金額ではなかったこと、また平成28年度から実施事業者が変更となっていることから競争性の確保はされていると判断できると考えております。

本事業の評価についてご説明いたします。資料B-1をごらんください。1ページの一番下、選定の経緯ですが、1者応札が続いていた状況で競争性に課題があるとして平成27年の基本方針において選定されました。今回市場化テスト2期目の評価となっております。

1ページめくっていただいて評価ですが、こちらは終了プロセスに移行することが適当であると考えております。確保されるべき質についてですが、①から④までの4つの水準を設けておりおおむね適切に履行されていると判断できます。ただ③、「育成事業の各手続に関する業務を実施要項に定めるスケジュールどおりに進めること」については、一部当初のスケジュールどおりにはいかなかった工程が見受けられているところですが、契約51団体にアンケートをとったところ、上記②のとおり、育成事業の提出書類に関する実施団体と受託業者とのやりとりについて確保されるべき数字を満たしているところであります。またスケジュールの遅延につきましても契約団体からご意見やクレーム等がなかったとのことですので、事業自体に特に影響はなかったと判断できる場所であります。

実施経費についてご説明いたします。従前経費と実施経費を比較すると27万6,950円、約1.08%の削減効果が確認されました。選定の際の課題に対する改善ですが、前述のとおり本事業は市場化テスト選定時に競争性の課題が認められていたところですが、民間事業者に求める芸術文化に関する業務経験についての要件を緩和することで2者応札を達成することに至りまして、改善が認められた場所であります。

評価のまとめに入ります。業務の実施に当たり確保されるべき達成目標として設定された質についてはおおむね良好であります。また民間事業者からの改善提案により当初の作業内容に変化が発生する際には作業内容を文章化して文化庁と共有したことや、スケジュールに遅延が生じた場合スケジュールの再調整や別途細則フローを作成したことなどについて創意工夫が発揮されていたと評価できます。実施経費についても市場化テストの直前と比べて1.08%の削減効果が見られ、一定の効果があつたものと評価できます。公共サービスの質の維持向上とあわせて経費削減の双方が実現できたものと評価できる場所であります。

最後に今後の方針についてです。本事業の市場化テストは今期が2期目であります。事業全体を通じて実施状況は①から⑤のとおりとなっております。①から説明させていただきます。実施期間中には受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為もありませんでした。文部科学省では外部有識者により構成する物品・役務等契約監

視委員会を設置しており、契約の透明性や公平性について審査を受ける仕組みをそろえております。入札について2者の応札であり、平成28年度と平成29年度では落札者が変わっていることから競争性が確保されたと言えるところであります。また確保されるべき公共サービスの質においては、②(2)で示しているとおりにおおむね目標を達成しております。経費削減については従来経費から削減率1.08%の効果を上げております。

以上のことから、本事業については市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針、Ⅱ.1.(1)の基準を満たしており、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えております。市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札と監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で文化庁がみずから公共サービスの質の維持向上及びコスト削減を図っていくことを求めたいと思います。総務省からは以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。それではただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価案についてご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございました。資料2の4ページ、下から4行目でございますが、入札説明会参加者と書いてございますけれども大体何者ぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○柏田室長 平成28年が3者、平成29年が2者となっております。

○辻専門委員 今までの過去の入札を見ますと同じ会社が2者来ていらっしゃるけれども、これ以外に日本にはこの業務にたえる会社は大体何者ぐらいいらっしゃるのでしょうか。主観的なことで結構ですけれども。

○柏田室長 これは事務の運營業務ですので、基本的には総務的な仕事になりますので裾野は広いと思います。特殊な業務ではございませんので。

○辻専門委員 ですけれどもこの2者は観光業ですね。それ以外でも受託可能だという印象なんでしょうか。

○柏田室長 はい、そう思います。

○辻専門委員 でしたらそのあたりの裾野を広げて、今後も広くお声がけとかをいただければと思います。以上です。

○柏田室長 ありがとうございます。

○川澤専門委員 3ページの実施経費の評価ですが、おそらく実施経費は平成27年度と平成28年度は確定検査後のいわゆる実費で記載されていて、平成29年度は契約金額で記載していただいていると思います。仮に平成29年度の確定検査後の金額が確定しているようであれば削減率が変わるかなと思います。確定検査の金額が上がっているということはないんだと思うんですが、念のため、この1.08%以下であるという理解でよろしいでしょうか。

○三浦室長補佐 契約のときにはいろいろなことを想定しまして経費を積んでおりますので、過去の例を見ると契約額をオーバーするような決算は今までありませんでしたので、平成29年度も契約額よりも下がっていく見込みであると思われま。

○尾花主査 それでは時間となりましたので、次代の文化を創造する新進芸術家育成事業の運營業務の事業の評価案等に関する審議はこれまでとさせていただきます。

1点だけ確認なんですが、新しい業者が少々不慣れだったからということなんですが、不慣れな方でも対応できるように、もし実施要項等を改善できるようであれば改善していただければなと考えます。それを前提に。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 特にございませ。

○尾花主査 それでは本日の審議を踏まえ事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

(文化庁退室)

(原子力規制庁入室)

○尾花主査 続きまして、海洋環境における放射能調査及び総合評価の実施状況及び事業の評価案並びに公共サービス改革方針別表掲載の放射能測定調査の取り扱いについて審議を行います。まず事務局より本日の議論の進め方につきまして説明をお願いいたします。

○事務局 事務局より本日の議論の取り扱いについて説明したいと思います。資料C-7をごらんください。本日、海洋環境における放射能調査及び総合評価の実施状況の説明がございませ、それに続きまして放射能測定調査の説明がございませ。それについて簡単に経緯を説明しておきませ。

平成25年の公共サービス改革基本方針別表より掲載されている放射能測定調査について今後の取り扱いについて検討するものでございませ。公共サービス改革基本方針、平成29年7月11日閣議決定によりますと、放射能測定調査については海洋環境における放射能調査及び総合評価の民間競争入札及び事業実施の状況等の検討結果を踏まえ、監理委

員会と連携しつつ民間競争入札を活用することにつき検討を行うとされております。

本日の審議につきましては、本来別表記載の事業を市場化テストの対象とするか検討する場合は、原則選定の分科会において議論すべきでございます。しかし本案件につきましては市場化テスト対象である海洋環境における放射能調査及び総合評価の実施状況等の検討結果を踏まえた上で検討を行うこととなっており、本体事業の検討を重ねてきた当小委員会が最も状況を理解していることから、放射能測定調査の選定につきましても当小委員会において検討することが合理的であると判断したため、本日もご議論いただくこととしております。ただし手続としましては本年9月に開催予定の選定の分科会に本日の審議結果を報告し、了承を受けた上で監理委員会の議を経たいと思っております。この点についてご理解いただければと思います。では説明をよろしくお願いたします。

○根木室長 原子力規制庁放射線環境対策室長の根木と申します。2つの事業の実施状況について説明をいたします。時間が限られておりますので要点をかいつまんで説明させていただきます。

まず資料3-1をごらんください。1つ目の事業としまして海洋環境における放射能調査及び総合評価事業、平成29年度実施分でございます。事業概要につきましては、我が国の漁場の安全の確保等に資するため、原子力施設沖合に位置する主要魚場などにおける海産生物、海底土、海水に含まれる放射性核種の濃度や分布の調査を実施しております。受託者は公益財団法人の海洋生物環境研究所でございます。

2、確保すべき質の達成状況及び評価については次のページをごらんください。表で整理しておりますが、①の目標、本事業全体の企画立案及び進行管理等であります。指標としましては本業務の実施要項に記載されている内容を確実に実施、これは達成と考えております。

②-1でアンケートを実施しておりますが、表の下の(2)をごらんいただきますと、業務に当たり確保されるべき質の状況を確認するために、平成29年度の間接結果の取りまとめを関係機関、具体的には漁業関係者、地方公共団体、海上保安庁へ説明し、その際にアンケートをとって整理しているということでございます。具体的なアンケートの実施方法については3ページの(4)、アンケートの実施方法をごらんいただきますと、目標としまして回収率を80%以上、そしてアンケートの回答について十分な満足度を得る。具体的にはアンケートの回答でA、「大変理解できる説明であった」、もしくはB、「おおむね理解できる説明であった」が70%以上得られていることを確認するというところでござい

ます。前の表にお戻りいただきまして、これについて目標は達成されたということでございます。

次に目標②-2でございますが、試料採取及び分析関係については、対象となっている試料の分析を100%実施しております。

③のモニタリングの実施方法につきましては、年3回設定した基準日に委託先の業者から原子力規制庁が事業の進捗状況について説明を適切に受けたということであります。

④の海水の分析につきましては、外部発注する際の入札や相見積もりをとるなどの価格競争を適切に実施したということでございます。

⑤の分析技術の質の維持向上であります。受託先の海洋生物環境研究所につきましてはIAEA、これは国際原子力機関でございますが、これが主催する技能試験を受験しまして、3段階評価のうち一番いい良をとっているということで当該事業について分析の水準を確実に維持したということでございます。このように設定した目標については達成しております。

少し飛びまして4ページをごらんください。3で実施経費の状況及び評価であります。その経費の比較については下の表のとおりでございます。平成29年度の経費は平成28年度の経費と比較しまして約1,000万円削減された、平成27年度と比較すると約2,000万円削減されたということでございます。時間の都合で詳細は割愛させていただきます。

資料3-2をごらんください。本事業の自己チェック資料でございます。①としまして競争性改善上のチェックポイントの対応状況でございますが、1者応札が続いている点につきまして、平成29年度事業では入札公告に頼るだけでなく多くの分析機関の会員が所属する公共法人を通じまして事業の周知を行った、入札説明会への参加を促したということであります。その結果入札説明会へ複数の事業者が参加しましたが、事業の専門性が高いことや現地での説明を行うことに不安があるという理由から1者のみの応札となったということでございます。平成30年度事業では同様の周知を行いました。また入札説明会の際に2つのことを行ってございまして、1つ目は現地で行う地方自治体や漁業者への調査結果の説明について、原子力規制庁より説明会の進め方や業務内容について具体的に説明を行いました。2つ目には、複数の団体がチームをつくってこの入札に参加することが可能であるということを明確に説明いたしました。しかしながら前年と同様に1者のみの応札となったということでございます。

②のさらなる改善が困難な事情の分析であります。競争性の改善のためにこれまで下に掲げている取り組みを行っております。入札説明会への参加を募りまして、入札説明会の参加事業者は平成27年度が1者だったのに対して平成28年度は3者、平成29年度は6者に増加しております。また受託事業者がさらに外注を行うものについても競争性を高めようということで、平成28年度では24件中6件が随意契約だったの対しまして平成29年度は24件全件を見積競争といたしました。また仕様書に記載されている各調査での採取試料数を明確化するなど、事業内容の定量的な記載を行いました。これで事業規模が把握しやすいものへと修正をいたしました。

ページをおめくりいただきまして、仕様書の公告期間について平成28年度は28日だったものを平成29年度は35日、平成30年度は39日確保しております。またその公告の開始日についても早めておりまして、平成28年度は1月末だったのに対して平成29年度は12月中旬、平成30年度は12月1日へと早めております。

一方1者応札が続いている状況につきまして、入札説明会に参加した事業者にアンケートを行ったところ2つの理由が上がっていきまして、1つ目に海産生物試料を用いた放射能分析に関する知見を有していない、2つ目の理由として漁業者などへ計画や結果の説明を含む調整を実施することが困難だということが理由として挙げられております。

その1つ目の理由につきまして、海産生物試料の放射能測定は、使用する海産生物試料の種ごとに正確な分類をする必要がございます。これについて海産生物の正確な分類ができる専門的な知見を備えている必要がございますので、参入できる事業者に限られてしまうということがございます。2つ目の理由について説明をいたしますと、漁業者などに計画や結果の説明を含む調整については、訪問先の漁業の実情を把握した上で説明や質疑応答をしなければ現場の理解を得ることができないということございまして、漁業関係者などとの適切なやりとりを実施することができる事業者に参入が限られてしまうということがございます。平成30年度の入札説明会では、先ほど少し申し上げました説明会の進め方、事業内容を具体的に原子力規制庁から説明もしております。またチームをつくって参加することも可能であることを説明しているということがございます。

一方で、下の2つのパラグラフではこの事業では確保すべき分析の質は最低限現在の水準を維持しなければいけないということも書いております。一番下の行からでございますが、したがって入札への要件緩和は原子力規制委員会の実施する業務の質の低下につながることから困難であるということがございます。また複数応札・事業効率化に向けては説

明いたしました複合的な、とり得る全ての対策をパッケージで実施したと考えております。原子力規制委員会としましては今後とも幅広い事業者へ声かけを行って複数応札となるための取り組みを実施していきます。

資料3-1の5ページからが総評で、このページは今申し上げたことを要約して記載しております。6ページをごらんいただきますと、本事業については総合的に判断すると良好な実施結果を得られていることから、次期の実施事業においては指針に基づいて終了プロセスへ移行した上で、みずから公共サービスの質の維持と経費削減を図っていくこととしたいと思います。終了後もさらなる競争性の改善に努め、引き続き公共サービスの向上、コストの削減を努力いたします。

海洋環境の事業については以上でございます。次にもう一つ事業がありますので、資料3-3をごらんいただけますでしょうか。原子力艦関係のモニタリングですが、放射能測定調査でございます。まず1でございますが、公共サービスの改革基本方針において放射能測定調査の事業については、先に説明しました海洋環境における放射能調査及び総合評価の検討結果を踏まえて民間競争入札を活用することについて検討を行うと位置づけられております。これを踏まえて本事業については、先に説明した海洋事業の検証結果を踏まえて業務の改善を行ってきております。

事業の概要でございますが、我が国に米国の原子力艦が寄港する横須賀港、佐世保港、そして沖縄の金武中城港、この3つの港の周辺環境放射能の調査を実施しております。ここで資料C-10をごらんください。横の表になっておりまして、表裏がありますが赤字がまじっている表をまずごらんいただければと思います。左側が原子力艦のモニタリングの放射能測定調査、右側が先ほど説明しました海洋環境の調査でございます。放射能測定調査について事業目的は原子力艦が寄港する港の放射能の移行挙動について把握・評価を行い近隣住民の安心安全等に資するということでありまして、事業概要はその3港における海洋試料等の放射能調査を実施する、測定対象場所は3港周辺の海域、分析対象核種はガンマ線放出核種、分析は放射能測定法シリーズに準じて行うということございまして、先に説明しました海洋環境の調査と業務の類似性は高いと考えております。

先ほどの資料3-3にお戻りいただけますでしょうか。事業概要のところでありまして、受託者は(3)、公益財団法人の日本分析センターでございます。

ページをおめくりいただきまして目標の達成状況でございますが、①の目標については本業務の実施要項に記載されている内容を確実に実施して達成しております。②-1でこ

ちらもアンケート調査を行っていますので表の下で少し説明をいたしますと、(2)で、ちらの調査につきまして現地の調査員として参画する関係者、具体的には海上保安庁とか関係自治体の職員でございますが、それに対しまして技術研修を実施しております。その受講者にアンケート調査を実施することで技量向上の度合いを確認しております。その確認方法でございますが、ちらも回収率を80%以上、そしてそのアンケートで回答者が理解できたという評価割合を80%以上、詳細な説明が欲しいという評価割合が10%以下、このような目標を設定しております。

上の表に説明を戻りますと、②-2、試料採取及び分析関係の目標については対象となっている資料の分析を100%実施と、これは達成しております。またモニタリングの方法については日本分析センターが試料を受け取ってから1カ月以内に調査結果を原子力規制庁に提出する、そして事業の進捗状況について報告する、これについても達成しております。また競争力の向上については放射能測定業務に特化して競争性を向上させております。これについては後ほど少し説明いたします。⑤で分析技術の質の維持向上ということで、日本分析センターはIAEAの技能試験を受験して良をとっており、分析水準を維持しております。

5ページをお開きいただけますでしょうか。(5)、評価をごらんください。アンケートの結果についてここで記載しております。9つの実施項目がありまして、1項目を除き確保されるべき質として定めた目標を上回っております。未達成であった1項目は実施項目の4、放射線による人体影響を理解することを目的としているところでありますが、ここについて受講者に対して追加的にヒアリングを実施いたしました。そうしたところ、本業務で知識として必要となる1年間に許容される放射線被曝量の指針値については確実に理解されておりました。この研修資料ではこの指針値の導出のもととなる科学的な専門的知見について説明している部分がありまして、その部分についてさらに詳細な説明が欲しいというリクエストがあった、そういう回答の割合が増加したということでございます。したがって核心部分に対する受講者の理解度は十分得られていることから、確保されるべき質は確保されていると判断しております。

また下の4の実施経費の状況ですが、平成29年度経費については平成28年度の経費と比較して6,600万円ほど削減しております。大きくは2つの理由を記載しておりますが、平成28年度まではこのモニタリング業務の付帯事業としてモニタリングシステムの運用保守管理業務を一緒に実施しておりましたが、入札業者を増やす取り組みとして平成

29年度は運用保守業務を分離いたしました。そして原子力艦の放射能調査に特化する内容に改めております。もう一つの経費削減要因としましては、放射性物質のコバルト60という物質がございますが、この分析は従来、放射化学分析という非常に多くの時間と手間がかかる方法で実施しておりましたが、広く一般的な分析手法に改めました。これによって経費が削減できたと考えております。

ここでもう一度先ほどの資料C-10の裏面をごらんいただければと思います。ここで放射能測定調査について複数の応札に向けた取り組みについて海洋環境の調査で同様の取り組みを行ってきておりますので説明をいたします。

取り組みの①として入札説明会への参加者の増加を図るために公益法人を介するなどして参加希望者を募ってまいりました。平成28年度は1者だったのに対して平成29年度は3者、平成30年度は5者に増加しております。2つ目に分析手法の簡便化、これは先ほど説明した内容でございます。またその事業内容の効率化、これも先ほど説明した内容でありまして、これを行いました。また昨年10月にこの小委員会で当該事業の入札実施要領全文をお示ししておりますが、その事業内容について仕様書で定量的に記載したということでございます。取り組みの⑤としましては入札公告期間を平成29年度は7日でしたものを平成30年度は39日確保しております。また取り組みの⑥として入札公告開始時期の早期化ということで、こちらについても平成30年度は12月上旬に入札公告を行った、十分に準備期間が確保できるように措置したということでございます。このように公共サービスの基本方針を踏まえて、先ほど説明した海洋環境の調査と同等の複数入札に向けた取り組みを実施してきております。

資料3-3にお戻りいただきまして9ページをお開きください。右肩に別紙とついておりますが、①、競争性改善上のチェックポイントの対応状況ということですが、平成29年度事業では原子力規制庁で同種事業を実施している分析機関に周知を行った、そして入札説明会の参加者は複数参加しましたが、入札への参加者は1者のみとなった。平成30年度ではさらに公共法人を介して説明会への参加を呼びかけたということでございます。また入札説明会のときに原子力規制庁より具体化した仕様書を用いて現地の調査業務の進め方や調査項目分析手法について具体的に説明を行ったが1者のみの応札となったということでございます。

②のさらなる改善が困難な事情の分析につきまして、まず複数応札に向けて入札参加者を増やすために取り組んだものを、先ほど説明した内容を箇条書きで記載しております。

それで説明会の参加者が5者に増加した旨も記載しております。下から3行目をごらんいただきますと1者応札が続いている状況については、入札説明会に参加した事業者にヒアリングを行ったところ、主に2点出てきました。まず1点が、万が一米国の原子力艦による放射性物質の漏えいがあった場合に緊急時に対応する能力が必要だということ、2つ目に、原子力艦の入港情報の通達が直前にならないと把握できない、これは米側の事情でございますが、米国都合による調査日程の変更に伴う調査員の再調整が求められるということでございます。

1つ目について説明をいたしますと、原子力艦の本邦寄港時には、例えば降雨などによっても放射線が少し上がったりするんですが、そういった場合の放射線量率の上昇が確認された場合には、その都度その原因が原子力艦由来かどうか確認しております。また万が一原子力艦由来で放射線量率が上がるような場合には緊急時の対応が必要になるわけですが、その能力の有無が初動対応の遅れにつながることから、本業務受託者には緊急時対応の技量が必要不可欠であるということでございます。

2つ目の理由に関してですが、原子力艦の入港情報は米国海軍の運用によるものでありまして、取り決めて日本政府への連絡は入港24時間前までに通知される、かなり直前に通知されるということでございます。平成29年度は寄港に伴う通知が108回ありましたが、そのうち34回は変更があったということでございます。このような中でも米国から通知を受けた場合には速やかに担当職員を現地に派遣していただくことが必要でありまして、変更に対しても迅速に対応できる体制を維持していただくことが必要と、本業務の受託者にはこのような状況に応じた体制の維持を求めることが必要不可欠ということでございます。本事業は平常時の原子力艦による放射性物質の漏えいの有無の監視から、仮に漏えいした場合の緊急時の対応まで切れ目なく対応するものであるということでございます。また中ほどでございますが、現地における緊急時対応や米国都合による調査日程の変更にも臨機応変に対応することが必要でありまして、相当数の専門知識を有する技術者の確保が必要となっております。原子力規制委員会としましては、本監視業務は周辺住民のみならず日本国民の安心安全の確保に資する業務であるので、本業務で確保すべき質は現在の水準を最低限維持することが必要であると思っております。このように要件緩和は業務の質の低下につながることから困難であり、また複数応札・事業効率化に向けての複合的な対策パッケージを実施したと考えております。原子力規制委員会としましては外部有識者で構成する原子力規制庁の契約適正化監視等委員会において契約の透明性・公平性

について審査を受けつつ、今後とも幅広い事業者への声かけを行って複数応札になるための取り組みを実施していくことといたします。

最後に7ページにお戻りいただきますと、総評ということで(1)は今のことを要約して書いております。(2)で次期事業の実施についてであります。本事業については海洋環境の調査の市場化テストと同様に事業の見直しを行いました。競争性の改善については海洋環境の調査の検討結果を踏まえまして、8ページでございますが、改善可能な部分については全て対応してきたところでございます。このため今後は外部有識者により構成する原子力規制委員会の契約適正化監視等委員会において契約の透明性・公平性について審査を受けつつ競争性の改善に引き続き取り組みながら、原子力規制庁みずから事業を実施することで公共サービスの質の維持と経費削減を図っていくこととしたいと思っております。以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして同事業の評価案及び別表の取り扱いについて総務省より説明をお願いします。なお説明は10分程度でお願いします。

○事務局 まず海洋環境における放射能調査及び総合評価の評価について述べさせていただきます。資料C-1をごらんください。1ページ目、事業の概要等につきましては原子力規制庁より説明がございましたので割愛させていただきます。

2ページ、評価につきましては、概要としましては競争性の改善という点においては課題が認められるが、別紙2、自己チェック資料等の分析の結果、市場化テストを終了することについてはやむを得ないと判断いたします。

評価方法につきましては原子力規制庁から提出された平成29年4月から平成30年3月までの実施状況及び平成30年度事業の入札状況も踏まえ、サービスの質の確保、実施経費等の観点から評価を行いたいと思っております。

3、サービスの質の確保につきましては、原子力規制庁より説明がありましたとおり全ての項目について達成されるということでありまして、評価できるとしております。

4ページに飛びますが、実施経費につきましては全体として平成28年度経費と比べまして約1,000万円、マイナス1.4%、平成27年度と比較しまして約1,900万円、2.4%削減されております。委託費からさらに外注する費用につきましてさらに一般競争入札を行う、または自前で分析をするなどの実施体制を見直したということで、経費削減の努力が認められると評価できるとしております。

5ページ、競争性の改善についてでございます。結果としましては競争性の課題について

では平成29年度については説明会に6者参加があったものの、入札は1者という状況であり改善が進んでおりません。また平成30年度事業においてもさらなる入札可能な事業者へ声かけを行うなど改善の試みを行いました。説明参加者6者となったものの入札参加者は1者という結果になっております。

業務の特殊性としては先ほど原子力規制庁より説明がありましたとおり、アンケートの結果からすると、「海産生物試料を用いた放射能分析に関する知見を有していない」とあり、海産物の分類等の専門的知見を備えるものが多く存在しない。また同アンケートによりますと、各自治体行政、水産関係団体及び漁業者との計画や結果の説明を含む調整を実施することが困難ということであり、行政手続は漁業の合間に海産物を採取するための依頼、漁船の確保、説明会等の調整など多くの手間が存在し、業務の難易度が高いことが推察されます。

また同アンケートによりますと、事業規模が大きく人員体制の構築が困難という回答がありましたが、業務分割については業務の性質上分割することによる質のばらつき、コストの増等から難しいと考えられます。また公益財団法人により昭和58年より継続して受注されるということで、過去の情報等の蓄積によるノウハウにより価格面等で既存業者に有利になっていることも考えられます。また当該事業は単年度で完結するという性質から複数年度化についても難しいと考えられます。

競争性の改善については原子力規制庁において過去の実績の公表、仕様書の数量等の明確化、事業者が多く加盟する公共法人等の入札参加が期待される者への個別掘り出しやアプローチを行い、多くの者に説明会参加への呼びかけ、公告期間の延長及び公告開始時期の前倒し、入札不参加者へのアンケート実施などの取り組みが認められております。

最後に今後の方針ですが、本事業の市場化テストは平成29年度で2期目となっております。本事業におきましては実施期間中に受託民間事業者への業務改善指示等の措置はなく、また法令違反行為等もなかった。また原子力規制庁では外部有識者により構成する原子力規制委員会物品役務等に係る契約適正化監視等委員会を設置しており、契約の透明性・公平性等について今後審査を受けることとなります。質については達成しております。経費につきましても削減を達成しております。一方先ほども述べましたが1者応札が続いており競争性に課題が残っているため、本事業においては良好な実施結果を得られたと評価することは困難でございます。しかし先ほども述べましたが、今までの競争性確保への取り組み、業務の特殊性の分析等から本事業については市場化テスト終了プロセス及

び新プロセス運用に関する指針Ⅱ. 1. (2) に当てはまるものとして、今期をもって市場化テストを終了することが適当であると考えられます。市場化テスト終了後の事業実施については、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れることとなるものの、これまでの官民競争入札等監理委員会における審議を通じて厳しくチェックされてきた公共サービスの質、実施期間、入札参加資格、入札手続及び情報開示に関する事項等を踏まえた上で原子力規制庁みずからが公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めたいと思います。ただし今後の入札状況によっては事後調査を行うほか、市場化テストの対象事業として再選定されることがあることも申し添えたいと思います。海洋環境の評価については以上となります。

続きまして2つ目に説明がありました放射能測定調査につきまして、資料C-7に議論のポイント等についてまとめております。経緯等につきましては冒頭に述べましたので省略させていただきます。3の議論のポイントですが、今原子力規制庁より説明がありました事業の実施状況及び評価、事業の質、経費の削減状況、競争性の確保についてご確認いただければと思います。また1者入札という結果でございますので、競争性の確保の取り組みや困難である理由等は尽くされているかという観点についてもご議論いただければと思います。また今後の実施体制は確保されているかということは説明がありましたが、その点についても重要なポイントですので述べさせていただきます。

以上の観点で市場化テストを実施するかどうかご判断いただいた上で、案(1)としましては、今までの取り組みは競争性等の困難さが分析されており、市場化テストによりさらなる改善が見込めないため、公共サービス改革基本方針別表より削除することとする。案(2)、まだ改善を要する箇所や取り組むべきことがあるため市場化テストを導入することとし競争性の改善に取り組んでいただく。案(3)としては平成31年度も引き続き原子力規制庁による取り組みを続け次年度以降の結果により市場化テスト導入の可否を判断するという3つの案を事務局としては提示したいと思います。以上ご審議よろしく願いたします。

○尾花主査 ありがとうございます。それではただいまのご説明に対しましてご質問・ご意見のある委員のご発言を願います。

○辻専門委員 ご説明ありがとうございます。資料C-5ですが、全体を拝見いたしますと1事業当たりの規模が大き過ぎ、必要な人員体制を確保するのが困難という意見が散見されているところがございます。それを踏まえまして資料3-3の1ページを拝見しま

すと米国原子力艦が寄港する横須賀、佐世保、それから金武中城ですか、3つの箇所は広範囲に広がっておりますけれども、事業規模が大きいというのは日本あちこちに散在しているという意味なんでしょうか。

○根木室長 資料C-5はもう一つの調査の関係のアンケート結果でございます。

○辻専門委員 失礼しました。質問を変えまして資料3-3のみに着目していただきまして、3つの場所に散在しているんですけれども、これが参入障壁になっていてなかなか手が挙がらないということがあるんでしょうか。

○根木室長 手が挙がらない理由は、資料3-3の別紙の一番下の行①から②のところが大きいのと思っております。緊急時の対応が求められていることもありますし、②で、年度当初からこの時期に調査することが明確に決まっていればある程度少人数の事業者さんでも対応できるのかもしれないんですけれども、この事業は24時間前ぐらいに、明日来てくださいという連絡が入って緊急的に駆けつけていただくことがありますので、事業所の中で駆けつける人を365日、土日も含めまして担当を決めていただくということでありまして、例えば今受託している日本分析センターでは30人以上の方がそれを第一優先にするということで割り振られているということがありまして、そういう意味ではこの①、②の要因が大きいのかなと思っております。

3つの港に入港する日は、昨年度実績でいきますと横須賀は200日、沖縄は少なくても30日ぐらい、佐世保は60日ぐらいと、そこはまたばらつきもあるんですが、その3港に常に365日誰か駆けつけなければいけないということで、専門家の方を人員配置する必要があり、そして緊急時にも対応する専門的なところが求められている、そこがなかなか手が挙がらない原因かと思っております。

○辻専門委員 ありがとうございます。今の内容を踏まえまして資料3-3の2ページの表の真ん中、③、モニタリングの方法についてでございます。これを拝見すると日本分析センターの試料受領時から1カ月以内と書かれているんですけれども、実際に現場で作業する方が何をやるかというのは試料を採取して分析センター、分析をする能力があるところに送付をするという理解でよろしいんでしょうか。それとも現場で何か特殊な、一般人では使えないような機器を使って何か測定等を行うことが予定されているんでしょうか。

○根木室長 現場にモニタリングポストというものがあるんですが、空間線量という、空間の放射線量率が上がっていないかチェックするのがありますし、またモニタリングのボートに乗って海水などを採取してチェックすると。また例えば少し空間線量が上がってき

ましたよということがあれば、空間線量が上がりましたよという警報値を設定しているんですが、その警報値を超えたら直ちにその原因を確認すると。例えば先ほど少し申し上げたように雨が降りますと、原子力艦由来ではないんですが雨が自然のラドンを、空間の放射線をつかまえて落ちてくるので空間線量が少し上がることがございます。そのときに警報値100nGy/hというものがあるんですが、それを越えることが時々ございまして、その際は直ちに専門家の方、基本的に分析センターの方が何が原因かを解析する。ラドンが原因なのかセシウムが原因なのかを解析する任務を負っておりまして、そういったことで調査チームの技術的な面での担当者として現地の調査に参画するというところでございます。その後、分析に時間がかかるものがありますので試料は分析センターに送られまして、分析をかけるものについては相当日数がかかりますので分析センターの事務所で分析をして1カ月以内には結果を報告していただくという中身になっています。

○辻専門委員 今のお話を伺うと、空間の放射線量が上がった場合にはそれが自然由来なのか、雨が降ってラドンなのか、それとも原子力艦の原子炉由来のセシウムなのか現場で判定する特殊な機械とかがあるのでしょうか。

○根木室長 スペクトルというグラフのようなものを至急見ることになっておりまして、そのグラフの形でラドンが原因なのか、セシウムが原因なのかを判定する技能が必要というところでございます。

○辻専門委員 それは特別に訓練された専門家でないといけないということなんですか。

○根木室長 いろいろな放射性物質がありますので、例えば東日本大震災のときにはこのような形だったとか、チェルノブイリのときにはこのような形だったという専門的技能が必要になりまして、そういったことに対応できる方が専門家としてこの調査にご参画いただいているというところでございます。

○辻専門委員 もう1点だけ。同じく資料3-3の2ページの(2)を拝見すると、技術的研修の実施として現地調査員として参画する関係者とあって、海上保安庁それから関係自治体の職員に対して技術研修を実施すると書いてあるように読めるんですが、この技術研修では先ほどおっしゃったような、これはラドン由来なのか、セシウム由来なのか、ストロンチウム由来か、プルトニウム由来か、その辺はわからなくて、海上保安庁の職員の方々では手に負えないという理解で合っていますか。

○根木室長 海上保安庁の方、そして自治体の方、これも調査員のメンバーとしてご参画

いただくのですが、そこは役割分担がございまして、原子力艦をボートで追跡しましてモニタリングすることもやっています。このために海上保安庁の船でやりますので海上保安庁の方、また自治体の方はまさにその地元自治体と結びつきが深いようなところに中心になっていただいております、調査班のメンバー1人1人がその役割を負っているということでございます。その中で分析センターの方が調査分析の技術的な専門家としてご参画いただいているということでございます。

○辻専門委員 念のためなんですけど、研修によっては先ほどおっしゃっていたスペクトルのピークですか、これがセシウム由来かラドン由来かという部分に関しては、どうしても現地に常駐している方々では担えなくて、専門家の方でしか実施することができないという点で合っていますでしょうか。

○根木室長 いろいろな形があります。典型的なわかりやすい形のみを取りあげれば、そこだけに特化すればわかることもあるかもしれませんが、実際にはいろいろな形がありますので、そこを判定するのはやはり専門家が必要だと考えております。

○辻専門委員 わかりました。結構です。

○川澤専門委員 ご説明ありがとうございました。まず海洋調査ですが、資料3-1の実施経費の評価の部分で、経費削減の大きな要因が自前の分析等の実施体制の見直しと外部発注の競争性確保が挙がっています。今後調達される際に、仮にこの分析体制の見直しが非常に経費削減に有効であるということならば、総合評価の項目の中で分析体制における役割分担に係る効率性とか、この点を評価項目として提案を募った方が今後の調達の改善に資するかなと思います。そこは次期の調達の際の評価項目のあり方の1つとしてご検討いただければと思いました。

もう1点としても、外部発注の競争性を高めたというところを事業者の方の自主的な取り組みとするよりは調達における、例えば相見積もりを原則とするといった形でこの経費削減の要因を今後の仕様書の中で標準化していくことを実施していただければと思いました。これは意見です。

質問ですけれども、資料のC-5の一番最後のページですね。平成30年度の周知先として3つ挙げていただいているんですけれども、1つ目の「良」、「可」の評価を得ている事業者の方というのはどのぐらいいらっしゃるのでしょうか。

○根木室長 17の者に周知をしているということでございます。

○川澤専門委員 わかりました。あと関係省庁に対して依頼を行ったと記載いただい

るんですが、これは具体的にどういうことをされているんですか。

○根木室長 関係省庁でも放射性物質のモニタリングに関係しているところがありますので、具体的には環境省、水産庁、国土交通省に対して働きかけを行ったということでございます。

○川澤専門委員 ほかの省庁に対して認識されている事業者に意見照会をしてほしいということをお願いされたということですか。

○根木室長 そのようなことができないかという依頼を行ったということでございます。

○川澤専門委員 わかりました。続いて放射能測定調査ですが、資料3-3の5ページの4で経費削減効果があったと評価されているんですが、これの要因として定期調査の分析手法を汎用的なものに変えたというところは理解しました。ただ、上段の部分の情報システムの運用業務を分離したというところで、これは削減効果というよりは業務を分割した効果ですので、前年度と同じ業務範囲を比較して価格が削減できたかどうか、いわゆる削減効果には入らないのではないかと思います。それから6ページを拝見しますと対前年度比で、例えば外注費というのはシステム運用保守にかかわる経費でしたり、通信運搬費の削減もかなりそこが大きいように思いますので、今削減効果として計算していただいているものの中で、本来の削減効果でないものが含まれているんじゃないかなと思いました。削減効果としては定期調査の見直しによるものは一定程度あると思うんですけども、その規模はもっと少ないのではないかと思います。平成27年度でも平成28年度でも、例えば備品費というところで更新時期になれば当然備品費が発生しますので、平成28年度と平成29年度だけを比較すると削減があるんだけど、平成27年度と比較すると増額しているわけで、設備投資のようなものは比較の仕方を少し検討したほうがいいのではないかと思います。削減の規模についてはこの評価では少し適切ではないのではないかと思いますがいかがでしょうか。

○根木室長 ご指摘ありがとうございます。

○浅羽副主査 ご説明どうもありがとうございました。放射能測定調査も海洋環境もいずれもご苦勞をされて入札説明会への参加者の増加ということははっきりと見てとれる成果だと私は評価しております。ただ一方でなかなかそれが入札、札を入れるまでにいかないということでいろいろと原因をご説明いただいているんですけども、例えば海洋環境の入札説明会に放射能測定調査の受託者が来ているといったことは事実としてはないんでしょうか。あるいはこれは公表できないことになるんでしょうか。

○根木室長 そうですね。そのところを今直ちにお伝えしてよろしいかどうか、恐縮ですがルールが頭に入っていないということでございます。

○浅羽副主査 それでは伺い方を変えさせていただきます。資料C-10をご説明いただきまして、放射能測定調査と海洋環境の業務の類似性について、結構類似しているというご説明をいただき、かつそれに対する取り組みも同じようにしてやってきたということと同じ資料C-10の2ページでご説明いただいたように理解いたしました。成果というか、うまくいかなかった部分も、あるいはうまくいったのではないかと思われる部分も含めて結構似ていることはわかりました。それぞれに特殊性があるということも同時にそれぞれの説明で理解したんですけれども、放射能測定調査と海洋環境それぞれで、受託している業者が別のほうに札を入れてもおかしくないのではないかとも思った次第でございます。どこが説明会に来ているかはいろいろと難しいというのは私もそうかなと思ってそういう聞き方をいたしましたので、そこを明らかにしないとジャッジができないと言うつもりは全くありませんけれども、類似している部分がかかなり多い、だからこその両者を並べているということであれば、例えば今後説明会のお声がけなども、現実、実態はもしかしたらもう既にあるのかもしれないけれども、もしないのであればそれぞれクロスで話を聞いてくれとか、そういうお声がけはできるのではないかと考えております。ただこれに対してもお答えは用意できないと思いますので聞かないんですが、やっぱり気になるのはこの両者の類似性と相違性はどのように解釈すべきなのかという部分でして、決定的に違うんだというのか、決定的な部分では結構似ているんだと解釈すべきなのか、その点を私のような素人にもわかるようにご説明いただければと思うんですが。

○根木室長 ありがとうございます。まず入札説明会への参加者の呼びかけについては、分析能力を有しているような者に広く声をかけておりますので、そういう意味ではいずれの調査も広く声をかけているということでございます。

最後のご指摘・ご質問につきましては、この2つの業務の類似性は高いと考えております。また今回のこの公共サービスの観点で応札者を増やす取り組みとして取り組むべき内容も基本的に同一であると考えております。したがって同様のことを取り組んできたということでございます。入札が難しいというところの分析結果でございますが、先ほどの資料に書いてあるところでございますけれども、両調査とも海洋環境の分析に専門的知見が必要と、ここは共通しております、あと海洋環境のものについては水産関係の専門性が必要だということがあると。また放射能測定調査については原子力艦のモニタリング、特

に緊急時の対応に対して高い専門性が必要だと。高い専門性が必要だということは共通なんです、その専門性の中身は異なると分析しております。

○浅羽副主査 すみません。これでしたら答えていただけますかね。両方の入札説明会に参加する者は結構ダブっているものなんでしょうか。具体名はもちろん言えませんが。

○根木室長 ダブっているところもあります。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○尾花主査 今のご説明だと、業務の類似性、類似性に伴って行った対策も同じことをしたという結論なんです、先ほどから聞いていることから、マーケットのプレイヤーも両事業は重なっているという結論を今お出しになったということによろしいですか。

○根木室長 両事業の難しい要因として、1つは海の放射能のモニタリングが必要だということでは共通でありますので、そこが満たせるとされる者に広く声をかけているということでございます。ただ、両事業とももう一つずつというか、専門性が必要だということが出てきているので、海の放射能分析ができそうな方というか、そのところに広く声をかけておりますが、そこで最大限の努力をいたしました。今申し上げたところから応札者は一者にとどまっていると分析しております。

○尾花主査 では追加で、両事業ともアンケートでは事業規模が大きいと言っていますが、総務省の評価ではそこがなかなか難しいのではないかと総評がされていましたが、原子力規制庁さんではそこは触れておられないようです。

○根木室長 その点につきましては海洋環境の調査については過去のこの場で述べておりますので、今日は割愛してしまったんですが、関係の方に説明する際にほかの海域の状況はどうかということ、そこは説明できませんということでは関係者に説明責任が果たせないということが海洋環境の調査については大きな要因だと思っております。また原子力艦のものについては、例えば沖縄は実績としては30日ぐらい寄港しているんですが、1年間のうちの30日、これがいつ来るかわからない状況で30日のために365日要員を張りつける必要があるという状況がございますので、なかなかその3つに分割すること、応札者が1者しか出ない理由としては①、②で記載しておりますが、それと同様の理由で分割はなじまないと分析しております。

○尾花主査 確認ですが、港を1と2に分けることもできないということですね。1つの港と2つの港で分けることも業務の遂行上望ましくないということですね。

○根木室長 例えば沖縄は30日ぐらい入っておりますが、その30日の業務量のために

365日専門家を含めて張りつけておくことはハードルが高いと認識しております。

○尾花主査 張りつけるというのはどこに張りつけるんですか。

○根木室長 つまり1月1日はあなたの担当、1月2日はあなたの担当ということその者の中で365日、原子力艦が入港しますよという通告が24時間前に来たら、ほかの仕事は全部置いてその調査のため直ちに沖縄に行くことを1月1日から12月31日まで全部体制を整えておく必要があるということでございます。

○尾花主査 わかりました。そうすると場所に張りつけるのではなく、日にちを割り当てて人材を確保するというところで放射能測定のところも分割は難しいと考えておられるということですね。

○根木室長 そのように考えております。

○尾花主査 海洋環境についても海は1つなので、部分的に発注しても効率が悪いので望ましくないと考えているということですね。

○根木室長 そのような理由で、もちろんこちら側としては最低限努力をしているところですが、出てこないということかなと分析しております。

○辻専門委員 今お話を伺っていて1つ思いついたんですけど、先ほどの、専門家でないという空間線量がラドン由来かセシウム由来かわからないという点は理解したんですけども、それでしたら例えば各港の地元の大学の理系の学部の方々と連携をして、おそらく理系の大学の学部の先生たちであれば、それぐらいのことはできるのではないかと推測するんですけども、そのように現地の専門家と連携するという可能性はないのでしょうか。

○根木室長 もちろんあり得ないことではないと思っております。ほかの仕事もあってもいいけれども、このモニタリングの仕事をとにかく第一優先に、連絡があったら駆けつけていただくということが確保されて、そういう体制が365日組めるということであればもちろんあり得ないことではないと思っております。

○尾花主査 先ほどの放射能測定調査の経費削減効果を書き直すというのは多分重要な点かと思しますので、そこは書き直していただいて、そのインパクトがどの程度なのかというのにはすぐにわかりますか。わかればいいですけども。

○根木室長 3,000万円ぐらいかなと、そこについてはご指摘を踏まえて至急新しいものをおもっております。

○尾花主査 そうすると、例えばほかの点については類似の業務、類似のマーケット、類似の試みをした結果同様だというご説明については理解できたけれども、経費削減効果に

については大幅な変更も考え得るので、それが確認できれば小委員会としても同様の試みがなされたというご説明を受けたと理解をするという条件つきで小委員会では了解したという取扱いでもいいのでしょうか。

○事務局 それについてはしっかりと書き直してそこの経費の削減を分析されていることをメールでお知らせいたします。

○尾花主査 もしくはきちんとした説明を分科会にさせていただいて、小委員会ではそれが確認できればわかりましたという意見となったということにするのでしょうか。

○事務局 これは公表資料になりまして、川澤先生のご指摘のようにこれは明らかに分析の仕方としては瑕疵がありますので、そこは絶対に直さないといけないと事務局でも思いますので、至急直してすぐお知らせした上で、それをもって了としていただいて分科会に報告していくのが効率がいいのかなと思いますので、すぐにメールでお知らせいたします。

○尾花主査 では、この場ではそこは触れずにとということですね。

○事務局 そこをちゃんと修正できたらオーケーという評価をいただけたらと思っております。

○尾花主査 この前提としては、放射能測定調査のほうは、仕様書等はこの場では拝見していないけれども改善策が講じられていることについては事務局でござらんいただいているという前提で私どもは理解するということよろしいですか。

○事務局 いわゆる実施要項、入札説明書につきましては、平成30年度は事務局でしっかり見ておりまして海洋環境と同等の実施要項の内容ということは確認しておりますので、内容については先生たちにお約束させていただきたいと思えます。

○尾花主査 わかりました。最後に1点、自己チェック資料で応募要件を満たすかどうかははっきりしなかったというアンケート調査があるんですが、これについては何を意味するのかを聞き取った上で仕様書等に反映するという前提でいいですか。

○根木室長 ここは追加で確認をしたんですが、仕様書はかなり細かく書いておりまして、その答えられた方はみずからの者は応募要件を満たさないのではないかと判断したという、そのような回答が返ってきたということでございます。

○尾花主査 これは単に応募要件を満たしていなかったという意味ですね。

○根木室長 追加で聞いたときにそのような回答が返ってきたということでございます。

○尾花主査 わかりました。それでは時間となりましたので、海洋環境における放射能調査及び総合評価の事業の評価案等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局

から先ほどの経費削減効果以外で確認すべき事項はありますか。

○事務局 削減効果を見直すこと以外については特段ございません。

○尾花主査 それでは、本日の審議を踏まえ海洋環境における放射能調査及び総合評価につきまして、事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。

また本日の審議を踏まえ、放射能測定調査につきましてはこの小委員会後実施経費の部分を再計算いただき、費用削減効果について再度ご報告いただいて小委員会でメール等で確認した後、確認ができましたら別表より削除する方向で事業選定の分科会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

(原子力規制庁退室)

(厚生労働省入室)

○尾花主査 お待たせして申しわけございませんでした。続きまして、新規起業事業場就業環境整備事業の実施状況及び事業の評価案について審議を行います。最初に実施状況について厚生労働省労働基準局監督課、増田課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお説明は10分程度でお願いいたします。

○増田課長 厚生労働省労働基準局監督課長の増田でございます。本日はどうぞよろしくお願いたします。

それでは私からご説明を申し上げます。本日ご審議いただく新規起業事業場就業環境整備事業につきましては、平成27年度から民間競争入札実施事業として市場化テストの対象となりまして実施要項等の見直しを行いましたけれども、1者応札の状況が改善されなかったということで平成29年4月からの2年間の事業についても引き続き民間競争入札により実施をしているところでございます。本日は平成28年11月の入札監理小委員会でのご議論を踏まえて修正された実施要項により入札して契約を締結いたしました平成29年4月からの民間競争入札実施事業の1年目が終了いたしましたので、その実施結果についてご報告申し上げます。まず私から本事業の概要、平成29年度の実施結果の総括、今後の事業の方向性のポイントについて説明をさせていただきます。

資料4-1でございます。まず本事業の概要についてご説明申し上げます。皆様ご案内のとおり、労働者を使用する事業場におきましては労働基準法ですとか労働安全衛生法等の労働基準関係法令に基づきまして労働者の労働条件、安全衛生の確保を図る必要がございます。しかしながら起業間もない事業場、新たな分野に業態変更を行う事業場では労務管理に必要な情報、ノウハウを十分に有しておらず、長時間労働あるいは労働災害の発生

といった労働条件等をめぐるトラブル、課題が懸念されているところでございます。このため厚生労働省といたしましては事業場に対する監督指導を行う等により、事業場における法定労働条件の履行確保を図っているところでございますが、民間事業者の力も借りながら効果的に取り組んでいく必要があるところでございます。このため基本的な労務管理や安全衛生管理の要点についてのセミナー、それから労働時間制度や安全衛生管理体制に係る管理・諸手続に詳しい専門家による個別の普及指導を実施することによりまして、長時間労働の抑制、労働者の健康確保が図られるよう、適正な職場環境形成のための支援を行うこととしておりまして、これが本事業の内容となるところでございます。

次に本事業の受託事業者決定の経緯についてご説明申し上げます。先ほど申し上げましたとおり前期の事業につきましては平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間を契約期間として実施したところでございますが、その際に1者応札の状況が改善されなかったということで、平成29年度からの今期事業についても市場化テストを継続し、貴委員会でのご指摘を踏まえて競争性を高めた実施要項、それから契約単位を東日本、西日本に分割して民間競争入札を行ったところ、東日本はこちらにございますように入札参加者1者、西日本は入札参加者3者から技術提案書の提出がありまして、それを総合評価落札方式技術審査委員会において審査した結果、所定の評価基準を満たし、また予定価格の範囲内であったということで、東日本はこちらにございます公益社団法人全国労働基準関係団体連合会、西日本はランゲート株式会社を落札者と決定し、平成29年4月3日から平成31年3月31日までの2年間を契約期間として事業を実施しているところでございます。

2ページにまいりまして、指標の達成状況、実施経費の状況とその評価についてご説明申し上げます。本事業につきましては確保すべき業務の質についてその達成状況を確認する指標として6つの目標をあらかじめ設定しているところでございます。平成29年度につきましては東日本・西日本ともに4つの目標について達成いたしました。残り2つの目標についてでございますが、これはセミナー参加者事業場数及び個別訪問による普及指導実施事業場数の地域ブロックごとの指標でございますけれども、目標値を一部下回る地域ブロックがございましたが目標値を大きく上回る地域ブロックもありまして、事業全体としては目標値の合計を上回る実績を上げておりまして、おおむね良好であったと評価しているところでございます。セミナー、個別訪問による普及指導とともに未達成であったブロックにつきましては業者からその理由をヒアリングしておりまして、次期においては問

題点を厚生労働省において改善することとしているところでございます。

4 ページをごらんいただきますと、民間事業者の創意工夫及び改善実施事項ということで、受託事業者についても創意工夫をしっかりと進めているところでございます。

5 ページにまいりまして実施経費の状況及び評価でございますが、実施に要した経費につきましては表にございますように市場化テスト実施前でございます平成26年度と実施3年後の平成29年度を比較した結果、全体として19.1%の減少を得ているところでございます。このように確保すべき業務の質について全体としては目標数をおおむね達成し、また実施経費については削減がなされていることから私どもとしてはおおむね良好な結果であったと評価しているところでございます。

今後の方針についてでございますが、今後の本事業の方向性について、競争性の改善という点につきましては入札監理小委員会からいただきましたご指摘によりまして発注単位を西日本と東日本に分割し、また要項において民間事業者の負担を軽減し、既存の民間業者に有利な評価基準の見直し等を行ったところ、先生方のおかげで西日本においては3者の応札がございまして、市場化テストの第1期と比較して事業全体の競争性の改善という点で大きな前進がございました。この点につきまして心から感謝申し上げます。

東日本においては依然として1者応札が続いているところでございますが、その原因を分析しましたところ、検討委員会の設置、それから労務管理マニュアル等の作成の難易度が高く受託事業者にも相応の専門知識や経験が求められることから、過去に本事業を実施した実績のある事業者にアドバンテージがあることが要因として考えられるところでございます。これについて1者応札解消のための契約単位のさらなる分割等を検討したところでございますけれども、その点につきましては個々の委託で発生する管理費によって委託費全体が増加してしまう懸念ですとか、分割された地域によってはセミナー及び個別訪問の参加事業場数が低調なところのみとなって民間事業者への過度な負担となること、また全国斉一な事業実施が行われず行政サービスの質が低下するおそれがあることなどから、今以上の契約単位の分割は困難であるという結論に至ったところでございます。

平成19年度の事業開始以来長らく全国1事業として継続しておりましたが、平成29年度からは競争性も改善し事業実施にかかるコストも削減できたところでございます。適時適切な見直しは今後とも継続し、平成31年度からの事業においても本委員会でご指導いただいた内容を継続して実施してまいりたいと考えております。また同時に1者応札の改善のために広報面において競合可能な新規参入者を探す努力を引き続き厚生労働省が主

体的に実施してまいりますので、今期をもって終了プロセスに移行させていただきたいと考えているところでございます。自己チェック資料の資料4-2につきましては児屋野から引き続きご説明いたします。よろしく申し上げます。

○児屋野副主任中央労働基準監察監督官 労働基準局監督課の児屋野でございます。よろしく申し上げます。私から資料4-2の本事業の自己チェック資料に基づいて自己チェックの分析を申し上げたいと思います。

資料4-2の①として、競争性改善上のチェックポイントの対応状況、これは本日の資料D-6にチェックシートがございまして、このチェックがどのようになっているかということでございます。(1)といたしまして本事業に関しまして1者応札が継続していると。監理委員会におきまして個別訪問等について日本全国どこでも対応することが負担であるのではないかというご意見をいただきまして、競争性改善のために今期平成29年度からにおきましては西日本と東日本と2つに分けて2年間の事業として対応したところ、西日本においては競争性が出て3者の応札がありました。これは申し上げました資料D-6の、チェックポイントで言いますと2の③に該当する部分でございます。

資料4-2をすすめます。(2)といたしまして、民間競争入札実施前の仕様書の内容を大幅に見直しをいたしまして新たに新規起業事業場就業環境整備事業における民間競争入札実施要項を策定し、発注者である国が行う責務と民間業者が契約に基づき履行する業務を明確にしました。

少し内容を申し上げますと、国が行う責務といたしましては業者に対して新規に労災保険の成立した事業場の情報を提供する、それから2つに分割いたしましたのでその2つの業者を集めて調整会議を国が主体でやることと明示しました。これがチェックシートで言いますと1の②、それから再掲ではございますが2の⑩に該当いたします。

(3)といたしまして、事業の実施時期について監理委員会の単年度契約を複数年契約にしてはどうかというご意見をいただきまして、前期事業であります平成27年度から2年契約に変更を行いました。これがチェックシートの3の①に該当いたします。

(4)で入札参加資格について、これまでも入札には障壁がないようにという取り扱いをしてまいりましたがさらなる障壁を取り除くということでジョイント・ベンチャー、共同企業体で入札することが可能といたしました。これはチェックシートの4の①に該当いたします。

(5)で落札者決定のための評価基準について、同じように委員会からご指摘をいただ

きまして過去に実績のある事業場、そこに大きな加点がいかないように、配点を30点から10点に見直しをした。それから評価する業務の内容を明らかにしました。セミナーの開催、指導業務、ポスター制作と、何を評価するかを明らかにしました。それと厚生労働省の委託事業以外もその実績として認めることを明らかにしました。②といたしまして事務所の配置について、これまではコーディネーターと呼ばれる、指導する、まとめる方がセミナーを行いやすいようにその利便性を確保する事務所を設けなさいという表現がございました。ところがそれがややもすると47都道府県に事務所がないといけないと読めるようなこともあり、その項目を落として、本事業を実施する主体事務所があることとして2項目を1項目にしました。このように既存の大きな受託事業者が有利にならないような評価基準の見直しを行いました。今申しあげました項目はチェック項目6の④、⑤に該当します。

(6) で入札説明会に参加したけれども入札に至らなかった業者がございました。そこにその理由を確認、ヒアリングをいたしましたところ、組織・人員体制の構築が難しいということもありました。その辺は今申しあげました(1)、(4)、(5)を行うことによって競争性を改善していったのかなと考えております。

次のページで、②といたしましてさらなる改善が困難な場合にはその理由ということで、(1)といたしましてさらなる改善としてまだ1者応札が継続している部分がございますので、ここが改善されるかどうかという視点で自己チェックいたしました。東日本においては1者応札が続いています。競争性に課題が残っているということでございますが、その理由についてヒアリング等行ったところ、東日本だけ独自にありました検討委員会の設置や労務管理マニュアル等の作成が難しいということをおっしゃっていました。この業務は具体的にセミナーで使うマニュアルとか、それを指導する指導員のためのマニュアルであって、事業本体つまりセミナー業務と一体となっていて分けることができないであろうと考えてございます。そのマニュアル内容についても労働基準法だけではなくほかの労働安全衛生法とか多岐にわたるようなものでございます。そういったことから専門知識を有している過去からの実績のある業者にアドバンテージがあるのかなと考えてございます。

(2) でございますが、どういったことをすればそのことが解消するか検討いたしました。さらなる分割という視点から考えてみましたところ、平成29年度から2つに分割したところではございますが、それをさらに分割することになりますとそれぞれの分割したところで管理費が発生することもございまして、委託費全体で見るとその管理費の積み上

げになってしまっても管理費が大きくなっていくことがございます。それからセミナーが現在低調な地域がございます。その地域だけが選ばれるようなことになって、地域差が大きくなって民間業者への過度な負担が懸念されることもございます。委託事業そのものはセミナーで講師を派遣してやる事業になります。とすると分割が多くなればなるほど斉一的なことを確保するのが難しくなるのかなと思っております。斉一的な確保ができなくなるということは即サービスの質の低下につながるかなと考えておまして、さらなる分割は困難であるかなと考えております。

あわせて（２）の下、「また」以下でございますが、検討委員会の設置及び各種マニュアル作成の業務と、そもそもセミナーもしくは個別訪問の実施については一体的になっているべきだろう、マニュアルはセミナーに直結したものでないといけないと思っております。一体で不可分なものと考えておりますので、このマニュアル作成業務だけを分割することも難しいのかなと考えておまして、いろいろ検討した結果ではあります。これ以上の分割発注については困難であるかなと考えております。しかしながら、実はこれまで複数の事業者が応札できるようにいろいろな監理委員会の先生の皆様方からご指摘もいただいております。分割はできなくても競争性の確保という観点から事業を進めたいと思っております。ここには記載はございませんが、ほかの類似の業務をやっている委託があるかどうか調べましたところ、検討会みたいなものを立ち上げて企画立案部門があるような事業もございました。その事業について本事業を受託している、先ほど申し上げた労働基準関係団体連合会以外のところが受託している実績もございます。このように、検討会そのものができる業者を我々も把握できますので、そういったところに積極的に周知することによって、分割よりもむしろ競争性を高めた今後の取り扱いとしてやっていけるのではないかと考えてございます。以上が自己チェック、それからさらなる分割は困難ではあるけれども競争性を高めることによって事業を継続していけるかなという分析でございました。以上でございます。

○尾花主査 ありがとうございます。続きまして同事業の評価案について総務省より説明をお願いします。事前説明も受けておりますので簡単で結構です。

○事務局 承知いたしました。それでは評価案資料D-1につきましてご説明いたします。1ページ、事業の概要等につきましては今しがた実施府省より説明がありましたので省略いたします。

評価につきましては市場化テストを終了することが適当であると判断しております。以

下実施状況につきましてはただいまご説明いただきましたので、これらを踏まえまして全体的な評価及び今後の方針ということで5ページ、(8)今後の方針についてご説明いたします。

本事業の市場化テストは今期が2期目でございます。事業全体を通して実施状況は下記のとおりとなっております。1ポツ目、法令違反等はございませんでした。2ポツ目、厚生労働省に設置している外部有識者の委員会のチェックを受ける予定となっております。3ポツ目、質についてはおおむねではありますが目標を達成していると判断しております。4ポツ目、経費につきましては19.1%の大きな効果を上げていると考えております。一方入札においては1者応札となっておりますので競争性の面では課題が残っていると考えております。

最後のページですが、以上のことから競争性において課題が残るということで、本事業において総合的に良好な実施結果を得られたと判断することは困難でございます。しかしながら競争性改善の取り組みについては4点認められました。①としましては競争性改善を試みていること、②としましては競争性改善ですとかコスト削減について、それがこれ以上市場化テストを行っても困難だという事情についても分析されていること、③としましてはヒアリングを行いまして、またその結果改善策を試みていること、④につきましては広報を実施しているということです。以上のことから事業全体にわたりまして全体的な状況を確認した上で事務局で総合的に判断いたしました結果、本事業につきましては市場化テスト終了プロセス及び新プロセス運用に関する指針Ⅱ.1.2、市場化テストの実施だけではさらなる改善は見込めない事業であるとの基準に当てはまるものとして今期をもって市場化テストを終了することが適当であるとの判断に至っております。また市場化テスト終了後は競争の導入による公共サービスの改革に関する法律の対象から外れますけれども、厚生労働省みずからが公共サービスの質の維持向上及びコストの削減を図っていくことを求めてまいりたいと思います。

最後になりますけれども、今後の入札状況によっては事後調査また市場化テストの対象事業として再選定されることもあり得ると付言しまして報告といたします。以上です。

○尾花主査 ありがとうございます。それではただいまご説明いただきました事業の実施状況及び事業の評価案についてご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○川澤専門委員 資料の4-2で、先ほど自己チェックでさらなる改善が困難な事業の分析についてご説明いただいたんですが、分割よりも競争性の向上について努力されること

は理解いたしました。が、(2)の3つ目のパラグラフの「また」の部分で、セミナーの実施主体がマニュアルの改善点を明らかにしてそれをマニュアルに反映させていくという場面が具体的にどういう部分にあるのかを教えてくださいませんか。

○児屋野副主任中央労働基準監察監督官 今おっしゃった具体的な改善とってすぐ思いつくのは、例えばセミナーを実施すると終わった後に質問事項とかが出てきます。そうすると企業さんによってもバラバラではありますが、興味があるとかここが知りたいとか、何でもございなんですかという質問が集まってきます。そうすると指導者とコーディネーターがそれを持ち帰ってきます。それでこの検討会の場にかけて、実はここを聞かれたんですと、そうすると聞かれる前にマニュアルに入れ込みましょうか、相手に配ってしましましょうかという提案がされます。そうするとその改善ということでマニュアルに反映させたりすることはあります。

○川澤専門委員 わかりました。ありがとうございます。

○尾花主査 それでは時間となりましたので、新規起業事業場就業環境整備事業の評価案等に関する審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 ございません。

○尾花主査 それでは本日の審議を踏まえ事業を終了する方向で監理委員会に報告することといたします。本日はありがとうございました。

(厚生労働省退室)

(環境再生保全機構入室)

○尾花主査 お待たせして申しわけございません。続きまして公害健康被害補償業務の徴収関連業務平成31年度開始の実施要項案について独立行政法人環境再生保全機構補償業務部松木部長よりご説明をお願いしたいと思います。なお説明は15分程度でお願いします。

○松木部長 環境再生保全機構の松木でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。昨年5月の小委員会におきまして委員の先生方にはご指導いただきましてほんとうにありがとうございました。その際の助言を生かしながら今回要項の見直しを行ってまいりました。要点につきまして説明をさせていただきます。それでは資料5-2の説明をいたします。

1 ページ1の趣旨でございますが、3行目に記載のとおり大気汚染等による公害健康被

害者に対して補償給付等を行う費用を汚染原因者から徴収する業務を私ども機構が行っておりまして、その業務の一部を委託するという事で入札をしております。

この趣旨の3段落目でございますが、3行目、未申告事業所に対する督促によっても制度に理解を得られない場合は機構では法令に基づく強制的な手段によって徴収業務を実施しているということで、これも昨年のご助言をいただいてこの文言を追記いたしました。

2の業務の詳細な内容、確保されるべき質に関する事項の(1)、1)でございますが、書類関係につきましては最新の資料等の名称に変更しております。

2ページの2)のア、窓口相談の開設ということで、アの下の方に書いてございまして、徴収業務実施期間そのものが毎年3月1日から6月14日までの間でございまして、この間にさまざまな業務を行っていただいております。ここでも5行目、また相談窓口または受付窓口で従事する者の一覧を機構に提出し、機構と民間事業者及び相談窓口または受付窓口との間でスムーズに情報伝達が行える仕組みを構築することということを記載しております。これも昨年のご助言を踏まえてこの記載をつけ加えました。なおこの内容について企画提案があった場合には加点評価をいたします。またこれもご助言がありましたとおりイントラネット等を所有しているということだけではなくて、情報伝達に係る創意工夫を見て加点をしていきたいと考えてございます。

3ページの下の方に7)で、事業所の申告の記録でございますが、3行目に委託業務関連オンラインシステムという言葉が入ってございます。4ページの8)のイの受付窓口のところにも4行目に委託業務関連オンラインシステム、さらには9)の機構が開催する研修会への参加ということで、これも1行目に委託業務関連オンラインシステムという言葉を確認に記載いたしました。これも昨年のご議論がございまして、システムというものは既に機構が整備して保有しておりますので、民間事業者はそれを利用して記録を作成したりとか機構への送付、いわゆるアップロードをしたり、またはそのシステム操作そのものを私どもが行う研修会で指導するという形で、ここも明確にわかるように丁寧に記載いたしました。

5ページの(3)でございますが、確保されるべき対象公共サービスの質ということで、①で申告書の提出率、これはこれまでと同様96%以上としております。②の機構への関係書類の送付ということで、こちらも明確になるように少し文章を修正いたしました。申告書につきましては4月1日から5月15日までに申告するという事で法律で定められております。その5月15日を過ぎた期限後10日以内に機構に直接提出してもらおうと

いうことでアの修文をいたしました。

イにつきましては窓口で申告の実績を整理していただいて、毎年6月30日までにまとめ、民間事業者及び機構に提出するというところで、ここも少し曖昧でわかりにくかったところを修文いたしました。

(4)の契約の形態及び支払い等でございますが、契約自体は委託契約としておりますが委託契約書のほかに個人情報の取扱いに関する契約書を締結するというところで、これは機構の個人情報保護規程に基づきまして個人情報を取り扱うものについては別途契約書を締結することになってございます。②、民間事業者は委託業務が完了したときは実績報告書を8月末までに機構に提出し、機構は③によってその内容を確定した上でお支払いをするということで、支払いの手順についても明確にいたしました。

6ページ(5)、業務の引き継ぎでございますが、こちらも追加しております。落札者が決定後速やかに業務が行えるよう、引き継ぎの時期、手順、費用負担等について明確に記載いたしました。

さらに3の実施期間でございますが、平成31年3月1日から平成36年2月29日までということで、現契約の期間と同様に次期中期目標期間を5年間ということで今進めておりますが、それと整合させて5年間の契約としております。4の入札参加資格に関する事項でございますが、こちらの追加事項については(4)、競争契約参加資格を有する者であることを追加いたしました。これは機構の契約事務において求められているものでございまして、この調達におきましてはA、B、またはCの等級にしております。

7ページにまいります。(9)のジョイント・ベンチャーの入札についてという項目を今回追加いたしました。実は昨年の本小委員会におきましてはブロックごとに分けて契約をしたかどうかというアドバイスを頂戴しました。それを受けて我々もさまざまな検討をいたしました。説明が長くなってしまうんですけども、コスト面と制度の運用面で複数に分けることについて課題が残るのではないかとということで、このジョイント・ベンチャーについては昨今企業の変遷によってグループ企業家やホールディングス化が進んでおりますから、共同企業体で業務を実施するような民間事業者が競争に参加できるようにこれを加えました。

まずコスト面についてのお話でございますが、現在この契約につきましては単年度で1億6,700万の支払いをしております。消費税を除くと1億5,400万、そのうち民間事業者の管理コストが約200万円で1億5,200万が、再委託である受け付けの件数に

応じて再委託先にお支払いをしております。これを仮に5つに分散いたしますと管理コストそのものが上がる可能性が非常に高いのではないかとということで、来年度から新しい中期目標期間が始まりますけれども、現在の1億6,700万の単年度予算を上げるということとはさすがに財政当局としても認めていただけないので、この費用の中で5つに分割して収まるのかということについて非常にリスクがあるというか、収まらない可能性が高いのではないかとというのが私どもの中で種々検討した部分でございます。

もう1点制度の運用面ということで検討いたしました。この徴収実施期間は、先ほどご説明しましたとおり3月1日から6月30日までの間に徴収をするということで、法律的には4月1日から5月15日までに申告納付をしていただく。そうなりますと仮にこれを5つに分割してしまいますと均一なサービスが提供できる可能性が小さいのではないかと、むしろ均一にならない可能性があるのではないかといったところについてまず懸念を感じたこと、それから5つに分散をして入札を行ったときに、仮に不調に終わった場合には1つの地域で3月1日から6月30日までの徴収の実施ができなくなるおそれが発生します。その場合、私どもは地方に出張所や事務所がございませんので、その欠けた部分を機構が個別にやらなければいけないということで、これ自体もサービスの低下につながる可能性があるということで、分散につきましてはいろいろ検討したんですが、全体を1つの形にして1つの民間事業者が全国の受付拠点を均一に管理する形で進められないだろうか、それにはジョイント・ベンチャーの参加を明確にすることによって、広く競争に参加する者を募っていきたいという検討の結果のもとにこのような形にしております。少し長くなって恐縮でございます。

引き続き説明をさせていただきます。7ページ(10)、(11)につきましては個人情報関係でございます、これは機構の個人情報保護規程に基づきまして追加しております。

5の入札に参加する者の募集に関する事項、スケジュールにつきましては入札公告から8ページの準備期間に至るまでの期間を明確にスケジュール化いたしました。

(2)の入札の実施手続でございますが、追加した参加資格とか個人情報関係の内容を追記しております。

9ページです。落札者を決定するための評価の基準その他の落札者の決定に関する事項ということで、落札者の決定につきましては総合評価方式としております。評価に当たりましては機構に設置する外部有識者による委員の構成によった評価委員会において評価することとしております。あとは字句の修正を幾つかしております。

10ページにまいりまして②の加点項目の審査でございますが、11ページに具体的に各項目の審査の配点基準をそれぞれ掲載しております。この配点基準の表現につきましては、前回のこの入札実施要項におきまして委員の先生方からさまざまなご助言を賜ってこのような表現にしております、今回も同じ表現で配点をしていくということで内容的には変更はございません。

12ページにまいりましてエの未申告事業所に対する措置の配点を5点低くしております。これは次の説明をさせていただきます。次の説明といたしますのは14ページになります。14ページに新たに加点項目として、組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況を加えました。認定状況について機構の契約手続審査委員会で総合評価落札方式におきましては加点項目とするとされておりますのでこちらに5点の配分をいたしましたので、先ほどの項目で5点の調整をしたものでございます。

次に15ページ(2)、落札者の決定でございますが、技術点と価格点につきましては200点对100点、技術点につきましては基礎点が100点、加点が100点ということで、これも前回と同様の配点にいたしました。

16ページにまいります。8の民間事業者に使用させることができる機構の財産に関する事項ということで、これも委託業務オンラインシステムというのを(2)に記載しているとおり、機構がこれをつくっておりますので、それを利用していただくことでアクセス権を付与することにしております。

次に9の事項について特にご説明するところが17ページ(2)になります。(2)、秘密を適正に取り扱うために必要な措置ということで、①は個人情報に関する取り扱いでございます。こちらについては私ども機構の個人情報保護規程に基づきまして仕様書に明記する事項が決まっておりますので、仕様書に定める内容を遵守しなければならないということで記載を変更いたしました。

⑤の情報セキュリティの確保につきましても、機構の情報セキュリティ・ポリシー規程に基づきまして、こちらも仕様書に定める事項が明確にされておりますので内容を遵守しなければならないという内容で修文いたしました。

⑥ですけれども、機構は秘密を適正に取り扱うために必要な措置をとるべきことを指示することができるという項目も今回追加をいたしました。

18ページにまいりまして(3)に基づき、民間事業者が講ずべき措置ということで、⑤につきましては一旦消してまた復活させておりますので、前回の要項と変更はござい

せんが、17ページの(2)の②との関係で載せるかどうかを検討した結果、再度取得した個人情報及び個人情報の利用の禁止を明確に記載したほうがいいだろうということで改めて記載したものでございます。

以降は番号のずれでございます。19ページ、20ページ、21ページにつきましても字句及び年月日の修正をいたしました。

以上で要項の説明は終わりますが、昨年の小委員会でのご指摘を踏まえまして入札公告期間を40日以上確保するというものでしっかりと周知広報を図っていきたいと考えてございます。説明は以上で終わります。どうもありがとうございました。

○尾花主査 ありがとうございます。それではただいまご説明いただきました本実施要項案についてご質問・ご意見のある委員はご発言願います。

○辻専門委員 ご説明どうもありがとうございました。実施要項1ページの真ん中、赤線で加筆されたところがございますが、機構では法令に基づく強制的な手段により徴収業務を実施していると。この部分はおそらく公務員の方たちであれば強制徴収権のことを書いてあるんだなとすぐわかると思うんですけども、一般の民間の方々からするとこれを裁判手続に訴えられると解釈する可能性もございますので、おそらく、「国税徴収法の例による」とかいう条文があると思いますので、何かで引用していただくとより明確になるかなと思いましたがそれが1点目です。

それから7ページの(11)でございます。「個人情報の取り扱いに関する契約書を締結できるものであること」とございますけれども、これだけ見ると具体的にどのような契約書、どのようなパニッシュメントがある契約書を締結させられるかわからなくて不安になるかもしれませんので、現時点で既にこの契約書の内容が固まっているのであれば別紙とかでつけていただいて、より明確なイメージがわかるような形で書いていただければと思います。一旦私からは以上です。

○松木部長 ありがとうございます。ご指摘の件はそうようにさせていただきます。

○尾花主査 評価の方法について教えてください。10ページのアの円滑な申告・納付の事務手続のための相談及び情報提供への対応ということで、0点から20点をつけておられますが、この点は2ページの2)、「相談窓口の開設」では、従前は156だったけれどもそれにはこだわらない、説明相談会についてもおおむね100会場だけれどもこだわらないということですが、この数字とこの点数は、御機構のメッセージとしては数字で具体的に、20点は何会場ぐらいということは言えないということでしょうか。

○松木部長 おっしゃるとおりでございます。156というのは今どれくらいのところでやっているかをインフォメーションとしてお伝えしているものでございまして、北海道から沖縄まで納付義務者が存在しますので、それぞれの拠点をどのようにつくっていただいで適切に相談に対応することができるのか、あるいは申告書の受け付けをし、かつ確認をするような手順がしっかりとれるかというのは、企画提案の内容を見せていただいてしっかりとした計画があるものについて、それぞれの配点で委員に決めていただくと考えておりますので、こういう数字でなければいけないというものを私どもは持っているわけではございません。

○尾花主査 ありがとうございます。ちょっと似ているんですけども、既存の事業者は相談窓口としておそらく156お持ちで、かつ、3ページの4)の、受付窓口としても156持っておられるので、総合評価の点でいきますと10ページのアでもいい点がとれ、11ページのウでもよい点がとれて、拠点を156持っている方はダブルでいい点がとれるような気がするんですが、そういう評価にされたいということですか。

○松木部長 156をベースにして、受け付けもそれから相談もしっかりととれるということであれば、両方とも高い点がつくというのは評価としていたし方ないのかなと思います。ただ新しく参入される方が、例えば受付窓口は少ないけれども相談窓口は地方の出張所で気軽に相談できるという提案をされることも当然想定はしております。では受付窓口が少ないからサービスが低下するののかということ、受付窓口でもしっかりとできるような内容をご記載いただければ、同じ数でなければ同じような高い点がとれないわけではないと私どもは考えております。やはりこちらも企画内容のご提案次第で配点が決まってくるのかなと考えております。

○尾花主査 ありがとうございます。さらに、例えば相談窓口等は物理的な場所である必要があるのか、もしくはスカイプ等で連絡がとれる場合も該当するとお考えになっているのか教えてください。

○松木部長 相談につきましてはおそらく窓口で直接来られる方と電話その他で相談されるパターンと、内容としては両方あるのかなと思っております。今尾花先生がおっしゃった、仮にスカイプでやられたとしてもしっかりと相談に対してお答えができるような仕組みがあるのであれば、必ず窓口に来られて対応するというのではなくて、例えばスカイプで書類が見られるような形にして、ここがわからないんですといったらそこはこういうことを書いてくださいとか、ここに気をつけてくださいというものを、画面を見ながらア

ドバイスできるのであれば、対面でされていることと同じ質を確保していると判断できれば、必ずしもスカイプが評価が下がることにはならないと考えております。

○尾花主査 ありがとうございます。それから最後に13ページなんですが、「過去に本業務における各施策の全部または一部に有効であるとする業務に携わったことがある実績」という記載なんですが、抽象的な表現かと思いますので、説明会等で例えばという形でご説明いただくことはご検討いただけますか。

○松木部長 おっしゃるとおりでこの業務そのものを直接受けられた方ということではなくて、例えば私どもの業務にかかわるシステムに関連していろいろなシステム構築に携わった事業所もあるでしょうし、あるいは人材派遣の方を受け入れておりますから、そういったところにも今声かけをしておりますので、当然人材派遣を受け入れるときに私どもの業務をご説明申し上げて、こういう仕事でやっているということを理解されていらっしゃる企業さんが手を挙げられれば、それは全部または一部にかかわったことのあるところでございますので配点がつくことになるんだろうと思っておりますので、そのようにご説明をさせていただければと思っております。

○尾花主査 ありがとうございます。それでは本実施要項案の審議はこれまでとさせていただきます。事務局から何か確認すべき事項はありますか。

○事務局 本日も指摘の点を踏まえて軽微な修正が入るかと思っておりますので、その点に関しては改めてメール等で周知したいと思います。よろしく願いいたします。

○尾花主査 それでは、本実施要項案につきましては本日をもって小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項案の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。今後、実施要項案の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし適宜意見交換をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、委員の先生方におかれましてはさらなる質問や確認したい事項がございましたら事務局にお寄せ下さいますようお願いいたします。本日はありがとうございました。遅くなりまして申しわけございません。

(環境再生保全機構退室)

— 了 —